

第9期計画期間の介護保険料について（案）

1 改定の趣旨

第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）の策定に伴い、介護保険料を改定します。

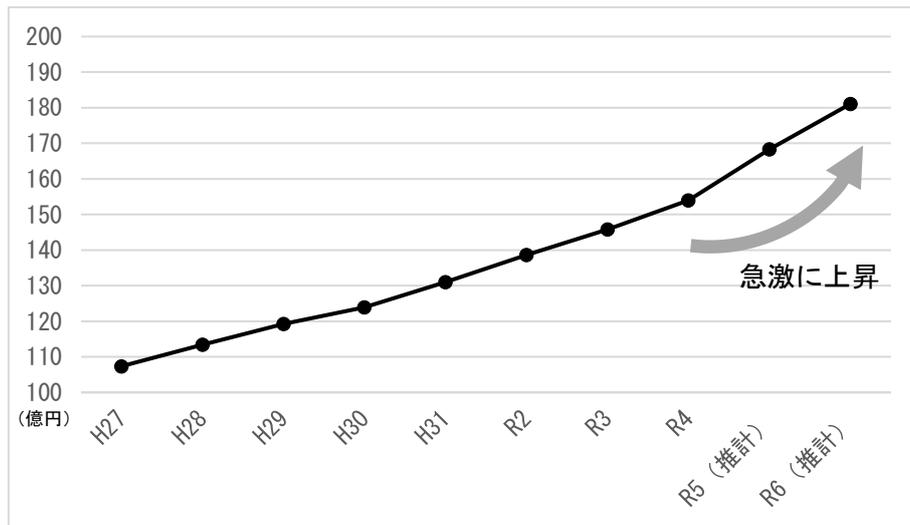
2 介護保険サービス量等の見込み

第9期計画期間中の令和7年度に全ての団塊の世代が75歳を迎えます。加齢に伴う身体機能の低下や疾病リスクが高まることから、介護サービスの利用者数が増え、給付費が増加することが予想されています。

令和4年以降は、コロナ禍が明け始め、介護サービスの利用者が増えた影響もあり、これまで以上に給付費が上昇しています。

また、介護職員の処遇改善などに対応するため、令和6年度介護報酬改定は+1.59%となりました。これは制度が始まって以降2番目に高い改定率であり、それに伴い給付費も増加が見込まれています。

■介護保険事業費の推移



■直近の計画期間との比較

	第7期	第8期	前期増減率	第9期	前期増減率
第1号被保険者数	55,750人	58,221人	4.4%	59,361人	2.0%
要介護認定者数	7,780人	8,794人	13.0%	10,366人	17.9%
介護保険事業費	393億円	468億円	19.1%	579億円	23.7%
総給付費	372億円	444億円	19.4%	551億円	24.1%
地域支援事業費	21億円	24億円	14.3%	28億円	16.7%

※ 被保険者、認定者は計画初年度の値、事業費は3年間の合計（令和5年度以降は推計値）

3 改定の内容

(1) 各所得段階における基準所得金額について

介護保険料の基準所得金額を規定している介護保険法施行令等の改正が予定されており、国の基準に合わせて所得段階を増やします。

また、低所得者への配慮と、被保険者の負担能力に応じた保険料の設定を行うため、本市独自で更に多段階化を実施します。被保険者数が多い、現行の第8～9段階を分割するとともに、国の基準に合わせて現行の第6～7段階を統合します。他の段階に比べて前期からの増加率が高い第13段階については、分割することで増加率を調整します。

■所得段階（案）

基準所得金額	第8期		第9期		
	国基準	市基準	国基準	市基準	
非課税	第1～5段階		第1～5段階		
90万円未満	第6段階	第6段階	第6段階	第6段階	
90万円以上		第7段階			
120万円以上	第7段階	第8段階	第7段階	第7段階	
160万円以上					
210万円以上	第8段階	第9段階	第8段階	第9段階	
250万円以上					
320万円以上	第9段階	第10段階	第9段階	第11段階	
400万円以上		第11段階			
420万円以上		第12段階			
500万円以上		第13段階			第13段階
520万円以上					
600万円以上		第14段階			第14段階
620万円以上					
720万円以上		第15段階			第15段階
800万円以上					
1,000万円以上		第16段階			第16段階
2,000万円以上					
			第13段階	第15段階	
			第13段階	第16段階	
				第17段階	
				第18段階	

※第1～5段階は、介護保険施行令で定められており、市の裁量はない

(2) 各所得段階の保険料率について

介護保険料は、低所得者ほど負担が重い逆進性があることから、高所得者の保険料率を国の基準より引き上げ、低所得者の保険料率を国の基準より引き下げるように保険料率を設定します。

■各所得段階別の年間保険料（案）

国基準		市基準		基準 所得金額	第9期 年間保険料(円)		【参考】 第8期
段階数	料率	段階数	料率		取崩なし	10億円	
第1段階	0.285	第1段階	0.27	介護保険 施行令に 基づく	21,459	20,085	19,631
第2段階	0.485	第2段階	0.435		34,573	32,359	29,447
第3段階	0.685	第3段階	0.685		54,442	50,956	45,806
第4段階	0.9	第4段階	0.9		71,529	66,950	58,893
第5段階（基準額）					79,476	74,388	65,436
第6段階	1.2	第6段階	1.2	120万円未満	95,372	89,266	71,980
第7段階	1.3	第7段階	1.3	120万円以上	103,319	96,705	85,067
		第8段階	1.4	160万円以上	111,267	104,144	
第8段階	1.5	第9段階	1.6	210万円以上	127,162	119,021	98,154
		第10段階	1.7	250万円以上	135,110	126,460	
第9段階	1.7	第11段階	1.95	320万円以上	154,979	145,057	111,242
第10段階	1.9	第12段階	2.05	420万円以上	162,926	152,496	114,513
第11段階	2.1	第13段階	2.2	520万円以上	174,848	163,654	121,057
第12段階	2.3	第14段階	2.35	620万円以上	186,769	174,812	124,329
第13段階	2.4	第15段階	2.4	720万円以上	190,743	178,532	
		第16段階	2.55	800万円以上	202,664	189,690	
		第17段階	2.7	1,000万円以上	214,586	200,848	
		第18段階	2.95	2,000万円以上	234,455	219,445	

※ 第1～3段階の保険料率は、低所得者の保険料軽減強化実施後の割合

※ 年間保険料の1円未満の端数は切り上げ（H12.1.26付け事務連絡）

(3) 介護保険事業基金取り崩しについて

介護保険事業基金を取り崩して活用することにより、保険料の急激な上昇を抑制することができます。令和5年度末の介護保険事業基金の見込額は、17億7,508万5,201円となっております。第7～8期計画期間中の介護保険事業基金の推移は次のとおりです。

■介護保険事業基金の推移

期	年度	年度当初保有額	取崩額	積立金		年度末保有額
				基金	利子	
第7期	H30	11.3億円	0円	5.4億円	155千円	16.7億円
	H31	16.7億円	0円	4.8億円	260千円	21.5億円
	R2	21.5億円	0円	3.7億円	357千円	25.2億円
第8期	R3	25.2億円	0円	2億円	632千円	27.2億円
	R4	27.2億円	▲5億円	0円	499千円	22.2億円
	R5	22.2億円	▲4.4億円	0円	8千円	17.8億円

なお、介護保険事業基金のうち10億円を取崩した場合の効果は、月額基準額で424円の減額となります。

取崩額	月額保険料	前期との差額	前期からの増加率
なし	6,623円	+1,170円	21.5%
↓ ▲424円			
10億円	6,199円	+746円	13.7%

4 施行日（厚木市介護保険条例の一部を改正する条例）

令和6年4月1日

5 市民参加手続について

厚木市介護保険条例の一部改正については、相互に密接な関係を有する第9期介護保険事業計画策定に当たり市民参加手続を実施しており、市民参加条例第6条第7項第4号に規定する「事務又は事業の性質上、市民参加の手続を実施する必要のないもの」に該当するため、市民参加手続は行わないこととします。